

看取りから葬送へのコミュニティは形成されるのか？

無縁化への予防と自己決定をめぐる実践を通して

山田慎也（国立歴史民俗博物館）

本報告では、行政が対応する死者の取り扱いについての検討を中心に、近親者なき人の看取りと葬送に関する動向を地域社会との関係から捉え、現代の死をめぐる対応について考察することを目的としている。

現在、行政が葬送を行うのは、以下の3つの法律に基づいている。第1は氏名や住所、本籍が不明の場合の行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）であり、第2は身元は判明しているが近親者がいない人、もしくはいたとしても何らかの事情により関係が途絶えている人が死亡した場合の墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）である。ただし第3として、生活保護を受給している場合には生活保護法（昭和25年法律第144号）の葬祭扶助が適用される。

近年、近親者がなく遺骨の引き取りがなされない死者の多くは、生活保護受給者であり、生前から困窮し死後も行政が対応することとなる。つまり、こうした死者と貧困との相関性が強いことがうかがえるのである。

困窮した単身者が集住している大阪のあいりん地区や東京の山谷といった寄せ場では、NPO法人や宗教者などの看取りや葬送に関する活動を通して、コミュニティの形成に関する研究がなされている（白波瀬2017など）。しかし寄せ場でなくとも、このような人はどこにでもいるのが現状であり、死に際しての地域的な支援はあまりないところが多いのである。

死も見据えて人生を送ることは、人が生活していく上で重要である。個人化が進む日本社会において、医療、介護といった看取りに関わる専門家と葬祭業という死後の対処の専門家などの依存は高くなるが、それぞれの部分での対応に限定されることが多い。そして死をめぐって当事者に連続的に関わるのは、家族に限定されていく傾向が生じている。そうなると近親者がいない人にとっては切実な問題であり、終末期をどのように迎え、また死後はどのように葬られるのかということについて、その意思を表明し実現するのかについて、対応に苦慮し苦悩することとなる。経済的に余裕であれば、それを実現するための様々な手段も残されているが、生活に困窮している場合には、これを実現することは困難となる。

そこで、このような近親者のいない人でも、無縁仏とせず地域でその意思を実現し支えていくこうという動きがみられるようになった。そのひとつが横須賀市のエンディングプラン・サポート事業である。この事

業は2015年に開始されたもので、一人暮らしで身寄りがなく、収入や資産が一定以下の生活のゆとりが無い高齢者を対象として、自らの終末期や死後のことについて、その意思を表示し実現するために、横須賀市が地元葬儀社等と連携して始めたものである。

これによって、延命治療や死後のあり方について身近にそれを知り実現する人がなくとも、終末期医療についてのリビングウィルや、死亡時の届出人の確保、葬儀や納骨のあり方などを、市役所の職員と葬祭業者、法曹関係者なども含めて相談を受け、生前契約と支援プランを作成する。

またその事業が特徴的なのは、市と葬祭業者でその情報を共有化し、市役所が対応できない夜間や休日に危篤となり、医療機関が延命治療についての希望などを知りたい場合に、葬儀社に問い合わせることですぐ情報を把握することが可能となっている点である。葬祭業者は市役所と異なり24時間対応をしているからであり、緊急の問い合わせだけでなく、半年に一度は契約者に連絡をといって状況を確認している。

こうして近親者がいなくとも当事者の意思を反映できるようになり、少なくとも機械的に無縁仏として対応されることは避けることが可能となる。ある高齢の老夫婦は、夫が亡くなった時、サポート事業を契約し、協力寺院の納骨堂に夫の遺骨を納骨した。そして妻は夫の隣に納骨されることを希望し、その後間もなく亡くなつたが、希望通り隣どうしでさらしで結ばれて納められている。また葬儀の実施を希望した別の契約者は、契約に関わった司法書士など関係者が、亡くなった時には参列している。これは業務上の義務ではなく、個人的な想いから葬儀に参列するなど、個人的関係が築かれている。

以上のように、近親者のいない個人を行政や葬祭業者など専門化がサポートしながら、地域に位置づけていくとしている。またわずかではあるが専門家と業務を超えた緩やかな関係も見ることができるのであり、事例を通して死をめぐるコミュニティの形成について検討をしていきたい。

キーワード 無縁・葬儀・墓・地域・リビングウィル